## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

# 山口県教育委員会特定事業主行動計画

第二次改訂版

令和4年4月 山口県教育委員会

## 目 次

1 計画の趣旨	1
2 計画の基本的事項	
(1) 取組の方向	2
(2) 計画期間	2
(3) 計画の対象	2
(4) 推進体制	2
3 女性の活躍推進に関する現状と課題	
(1) 採用した職員に占める女性職員の割合	3
(2) 平均した継続勤務年数の男女差	3
(3) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	3
(4) 男女別の育児休業取得率	4
4 女性の活躍推進に向けた目標	5
5 女性の活躍推進に向けた具体的取組	
(1) 家庭生活と職業生活の「両立支援」	6
(2) 能力や適性を十分に発揮できる「活躍支援」	8

#### 1 計画の趣旨

山口県教育委員会では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」に基づき、平成28年3月に山口県教育委員会特定事業主行動計画を策定し、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備の推進に取り組んできました。

平成30年6月に、女性職員の活躍推進を取り巻く情勢の変化などを考慮した計画の見直しを行い、女性職員の活躍を推進する取組を行ってきました。

その結果、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は、18%の目標に対し、21.2%(令和4年4月1日時点)に上昇するなど、一定の成果を上げたところです。

この度、第一次改訂における計画期間(平成30年度から令和3年度)の終了に伴い、これまでの取組を踏まえた第二次改訂版を策定しました。

引き続き、女性職員の活躍推進に向け、実行性の高い取組を積極的に進めていくこととします。

山口県教育委員会教育長 繁吉健志

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に則して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

#### 2 計画の基本的事項

## (1) 取組の方向

### 女性職員がいきいきと活躍できる職場づくり

#### (計画推進の基本的な考え方)

- 女性の活躍できる職場は、男性も活躍できる職場との考え方のもと、男女を問わず全ての職員がいきいきと活躍できる組織を目指します。
- 職員のニーズをきめ細かく把握し、実効性のある取組を進めます。
- 女性を対象とした取組に加え、男性や管理職員の意識の変革を通じた取組を推進します。
- ワークライフバランスの推進に資する「働き方の新しいスタイル」の拡大・定着を図ります。

#### (2) 計画期間

令和4年度(2022年度)から令和7年度(2025年度)までの4年間を計画期間とします。

#### (3) 計画の対象

山口県教育委員会が任命する職員を対象とします。

ただし、市町教育委員会に権限のある事項については、県費負担教職員を除きます。

#### (4) 推進体制

○ 各所属人事管理担当者の役割 所属内に当該計画の周知を図るとともに、所属における具体的な取組を率先して実行します。

#### ○ 人事担当課の役割

計画に定める事項の進捗状況や効果の検証を行いながら、着実に推進します。

## 3 女性の活躍推進に関する現状と課題

## (1) 採用した職員に占める女性職員の割合

試験による採用が中心となるため、年によって採用者に占める女性比率は変わるものの、概ね 採用者全体の5~6割を占めています。

採用した職員に占める女性の割合

年度	Н30	R1	R2	R3	R4
小学校教員	65. 4%	65. 7%	63. 9%	62. 5%	59.8%
中学校教員	46. 5%	34. 5%	55. 2%	44. 7%	42.5%
県立学校教員	51. 9%	43.8%	45.6%	46. 5%	43.4%
事務職員等	62. 1%	48. 7%	56.3%	68.8%	60.0%
全体	58. 1%	53. 1%	57.5%	55. 4%	52.0%

#### (2) 平均した継続勤務年数の男女差

平均継続勤務年数の男女差は、男性が2年程度長くなっています。

平均継続勤務年数

令和4年4月1日時点

	女性	男性	差
小学校教員	16.5年	18.1年	△1.6年
中学校教員	18.8年	20.2年	△1.4年
県立学校教員	19.4年	21.1年	△1.7年
事務職員等	19.7年	20.0年	△0.3年
全体	17.9年	19.8年	△1.9年

#### (3) 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

事務職員等については、女性の能力の活用や組織の活性化の観点から、毎年度の人事異動において、女性職員の登用に継続的に取り組んでいます。

教員については、試験による管理職登用となるため、女性教員の意識醸成や管理職登用に係る 課題の改善等に取り組み、管理職候補者選考試験を受験する女性教員の更なる増加を図ってい きます。

## 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

各年度4月1日時点

年度	H30	R1	R2	R3	R4
小学校教員	20. 7%	22. 5%	23. 5%	25. 5%	28.0%
中学校教員	12. 3%	10. 7%	11.4%	11.6%	13.8%
県立学校教員	11.6%	13. 3%	12.8%	16. 5%	17.8%
事務職員等	11.5%	12.6%	11.4%	14.8%	13.0%
全体	16. 3%	17.0%	17. 5%	19. 4%	21. 2%

#### 役職段階別の女性職員の割合

令和4年4月1日時点

	管理職	管理職以外
小学校教員	28. 0%	69. 7%
中学校教員	13. 8%	52. 1%
県立学校教員	17. 8%	44. 8%
教員計 (女性)	22. 0%	58. 1%
(男性)	78.0%	41. 9%

	課長級以上	主査級	主任級	一般
事務職員等(女性)	13.0%	52. 5%	65.6%	49. 7%
(男性)	87.0%	47. 5%	34.4%	50. 3%

## (4) 男女別の育児休業取得率

出産した女性職員のほとんどが育児休業を取得する一方で、男性職員の育児休業取得率や出産 関係の休暇取得率は低い状況にあり、出産後の配偶者を支援するため、男性職員の休暇取得を更 に進める必要があります。

## 男女別育児休業取得率

令和3年度

女性				男性	
対象者数	取得者数	取得率	対象者数	取得者数	取得率
196 人	196人	100.0%	209 人	8人	3.8%

## 4 女性の活躍推進に向けた目標

【両立支援】(令和6年度まで)※年次有給休暇の取得率は令和6年まで

- ○男性職員の育児休業の取得率を13%とすることを目標とします。
- ○子どもの出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率80%を目標とします。
- ○年次有給休暇の取得率を75% (15.0日) とすることを目標とします。

## 【活躍支援】(令和7年度まで)

- ○管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を、令和8年(2026年)4月時点までに25%とすることを目標とします。
- ○併せて、校長に占める女性職員の割合を 20%、副校長・教頭に占める女性職員の割合を 25% とすることを目標とします。

## 5 女性の活躍推進に向けた具体的取組

育児、介護等の家庭生活と職業生活の両立を支援するための「**両立支援**」と、能力や適性が十分に発揮できるようにする「活躍支援」を二つの柱として推進します。

両立支援	活躍支援
目指す姿	目指す姿
育児、介護等の家庭生活と職業生活の両立	能力や適性を十分に発揮、組織の活性化
具体的取組	具体的取組
[両立支援に係る制度・仕組の充実]	[職員採用(女性受験者の拡大)]
<ul><li>新たな両立支援制度の活用</li></ul>	○ 公務の魅力のPR
○ 職員のニーズに即した制度の検討	○ 女性職員の活躍ぶりのPR
○ 管理職による両立支援の推進	[女性管理職の登用]
[働き方の改革]	○ 管理職候補者選考試験の女性受験者の拡大
○ 時間外勤務の縮減	○ 意欲と能力のある女性職員の積極的な登用
[男性の育児等への参加支援]	[キャリア形成支援]
○ 意識醸成	○ きめ細かなキャリア形成支援
○ 育児休業の取得の促進	○ 職員研修の充実
[両立支援制度の活用に係る不安の解消]	○ 先輩職員に相談しやすい環境づくり
○ 育児休業中の適切な職場情報の提供	[管理職員の意識醸成]
○ 復帰後のキャリアデザインのサポート	○ 効率的な業務マネジメント
○ 代替職員の確保	

## (1) 家庭生活と職業生活の「両立支援」

#### 両立支援に係る制度・仕組の充実

### 新たな両立支援制度の活用

#### ア フレックスタイム制の導入

教育庁及び学校以外の教育機関において、小学校6年生までの子を養育する職員及び要介護者の介護をする職員の生活状況に対応し、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ることを目的として、週休日及び勤務時間を割り振ることができるフレックスタイム制を平成29年4月1日に導入しています。

#### イ 時差出勤の導入

教育庁及び学校以外の教育機関において、多様な働き方を可能とする時差出勤の対象を、 育児又は介護を行う職員以外の職員に拡大する取組を、平成29年7月から試行的に行って きましたが、平成30年4月からは正式に施行し、令和2年5月には出勤パターンを増設し ました。

また、県立学校においては、「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」に加えて、平成 29年度から、全ての常勤職員を対象に、長期休業中の「時差出勤」の取組を行っていま す。

#### ○ 職員の二ーズに即した制度の検討

家庭生活と職業生活を両立させやすくするためには、休暇制度等が活用しやすい制度であることが必要であることから、今後とも職員のニーズを把握しながら、制度の運用や改善について継続的に検討していきます。

#### 〇 管理職による両立支援の推進

両立支援を実効性あるものとするためには、管理職の理解と関与が重要であると考えられることから、教職員評価の自己目標シート等の目標項目に、仕事と家庭の調和に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けた取組に関する目標を設定し、その達成に向けた取組を行うよう徹底します。

## 働き方の改革

#### ○ 時間外勤務の縮減

#### ア 管理職の業務マネジメント

組織の生産性を高める観点からも、管理職員には限られた時間で成果を上げる業務マネジメントが求められるところであり、研修等を通じマネジメント能力を高めるとともに、 継続的に意識の醸成を図ります。

#### イ 業務の効率化

"現場重視・成果重視・スピード重視"を基本として、会議のスリム化など仕事の省力化に取り組むことにより業務の効率化を図り、家庭生活と職業生活の両立支援につなげます。また、学校では厳しい勤務の実態があることなどを踏まえ、平成29年度から時間外勤務の縮減に向けて、学校における働き方改革の加速化を図っています。

#### 男性の育児等への参加支援

#### 〇 意識醸成

#### ア 子ども出生時の休暇取得等

女性の活躍を推進するためには、男性も積極的に育児等に関わることが重要であること から、子どもの出生時における休暇取得を促すなど、男性職員の意識の醸成に努めます。

#### イ 休暇等を取得しやすい職場の雰囲気づくり

休暇等の取得を促進するためには、職場の理解が不可欠であり、仕事と家庭生活の両立に 対する管理職員の理解を深め、休暇を取得しやすい雰囲気づくりに努めます。

#### ○ 育児休業の取得の促進

両立支援に係る制度の周知や職場の雰囲気づくりを進めながら、男性職員の育児休業の取得 の促進に努めます。

#### 両立支援制度の活用に係る不安の解消

## ○ 育児休業中の適切な職場情報の提供

育児休業中の職員が職場から離れていることに対する不安を感じることがないよう、休業中の職員に対して職場から適時適切に業務情報等の提供を行います。

## ○ 復帰後のキャリアデザインのサポート

育児休業等からの復帰時期や復帰後の働き方等について、管理職員と情報を共有し、復帰後、育児や介護を行いながら円滑に仕事に従事することができる環境づくりに努めます。

#### 〇 代替職員の確保

女性職員が安心して育児休業を取得するためには、業務を代替する職員の確保が重要である ことから代替職員の確保を推進します。

今後、正規職員の配置による育児休業中の業務執行体制の確保など、女性職員がより安心して育児休業を取得できる環境づくりに努めます。

## (2) 能力や適性を十分に発揮できる「活躍支援」

#### 職員採用(女性受験者の拡大)

#### ○ 公務の魅力のPR

多くの優秀な女性を幅広く採用できるよう、職員募集案内やホームページ内の受験情報サイト、また、学生を対象とした採用説明会等を活用し、女性にとっても働きやすい職場であることに関するPRを進め、女性受験者の拡大を図ります。

#### ○ 女性職員の活躍ぶりのPR

活躍する女性職員の姿をPRし、女性受験者の増加に努めます。

#### 女性管理職の登用

## ○ 管理職候補者選考試験の女性受験者の拡大

学校等における女性管理職の登用に向けて、女性教員の意識醸成や管理職登用に係る課題の 改善等に取り組み、管理職候補者選考試験を受験する女性教員の更なる増加を図ります。

## ○ 意欲と能力のある女性職員の積極的な登用

男女を問わず全ての職員が最大限能力を発揮できるよう、適材適所の人事配置を基本としながら、意欲と能力のある女性職員の登用を積極的に進めます。

## キャリア形成支援

#### ○ きめ細かなキャリア形成支援

経験や専門性を活かした任用を通じ、多様なキャリア形成を支援し、個々の女性職員が能力 や適性を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

また、女性職員のマネジメント能力の向上等を図るため、積極的にグループリーダーへ配置します。

#### ○ 職員研修の充実

管理職の登用に向けては、女性職員自らがキャリア形成に向けた意識やマネジメント能力を高める必要があることから、キャリア形成やマネジメント能力の向上を支援する研修を実施します。

#### ○ 先輩職員に相談しやすい環境づくり

自らのロール・モデルとすることができ、また、仕事と子育ての両立等の悩みを相談できる 先輩職員が身近にいることは、自らの将来をイメージし不安を払拭するのに重要であることか ら、「女性活躍推進相談窓口」を設置し、先輩職員を身近に感じることのできる仕組づくりを 進めました。

## 管理職員の意識醸成

## ○ 効率的な業務マネジメント

女性のさらなる活躍推進のためには、所属内の効率的なマネジメントや働き方の見直し、職域の固定化の排除等、管理職員自らが高い意識を持つことが重要であることから、様々な機会を捉えて継続的に管理職員の意識の醸成に努めます。

## その他

## ○ セクシュアル・ハラスメント等への対策

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等、様々なハラスメントは、男女を問わず全ての職員が最大限能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害する許されない行為であり、その根絶に努めます。

※ 実施時期が記載されていない取組については、計画期間中、継続的に取組を行います。